

リスクマネジメント（事故防止）について （介護保険施設及び居住系サービス）

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
令和5年3月

1 令和3年度介護報酬改定について

【施設系サービス】

■ 基準【省令改正】

事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない

- イ 事故発生防止のための指針の整備
- ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制の整備
- ハ 事故発生防止のための委員会及び従事者に対する研修の定期的な実施

ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置

(※令和3年10月1日より義務化)

- 事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算
- 組織的な安全対策体制の整備を新たに評価

2 事故報告について①

(1) 事故報告マニュアル、様式に関すること

【各施設共通①】

■ 令和4年4月1日

「指定介護保険サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」を改正

➤ 国が提示した事故報告様式等※¹をもとに様式は一部修正

※マニュアル、事故報告様式のホームページ掲載先：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/jikoboushi.html>

※¹ 介護保険最新情報Vol. 943

「介護保険施設等における事故の報告様式等について」

2 事故報告について②

【各施設共通②】

■ 事故報告を行う範囲について

- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事、虐待等による事故
- (4) その他、報告が必要と認められる事故

➤ 注意点 ※**報告を行う範囲が変更**となっています！

配置医師が診断をし、投薬、処置等何らかの治療を行った場合は、事故報告の対象となる

※**老健、介護医療院の勤務医**が治療を行った場合も報告対象

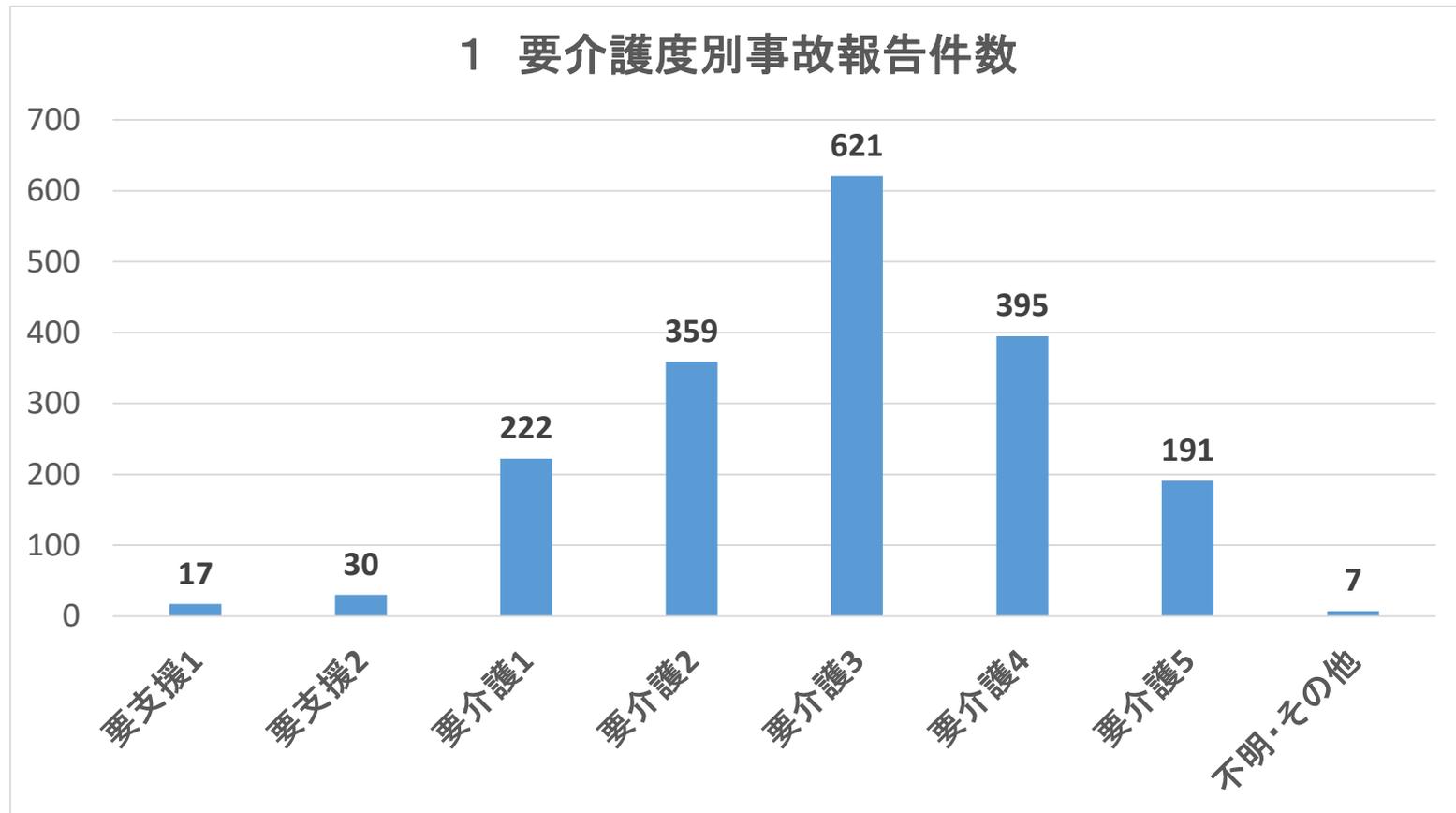
3 令和3年度事故報告の取りまとめ結果①

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

介護保険施設及び施設・居住系サービスの報告件数は計1,842件。

以下内訳を掲載。

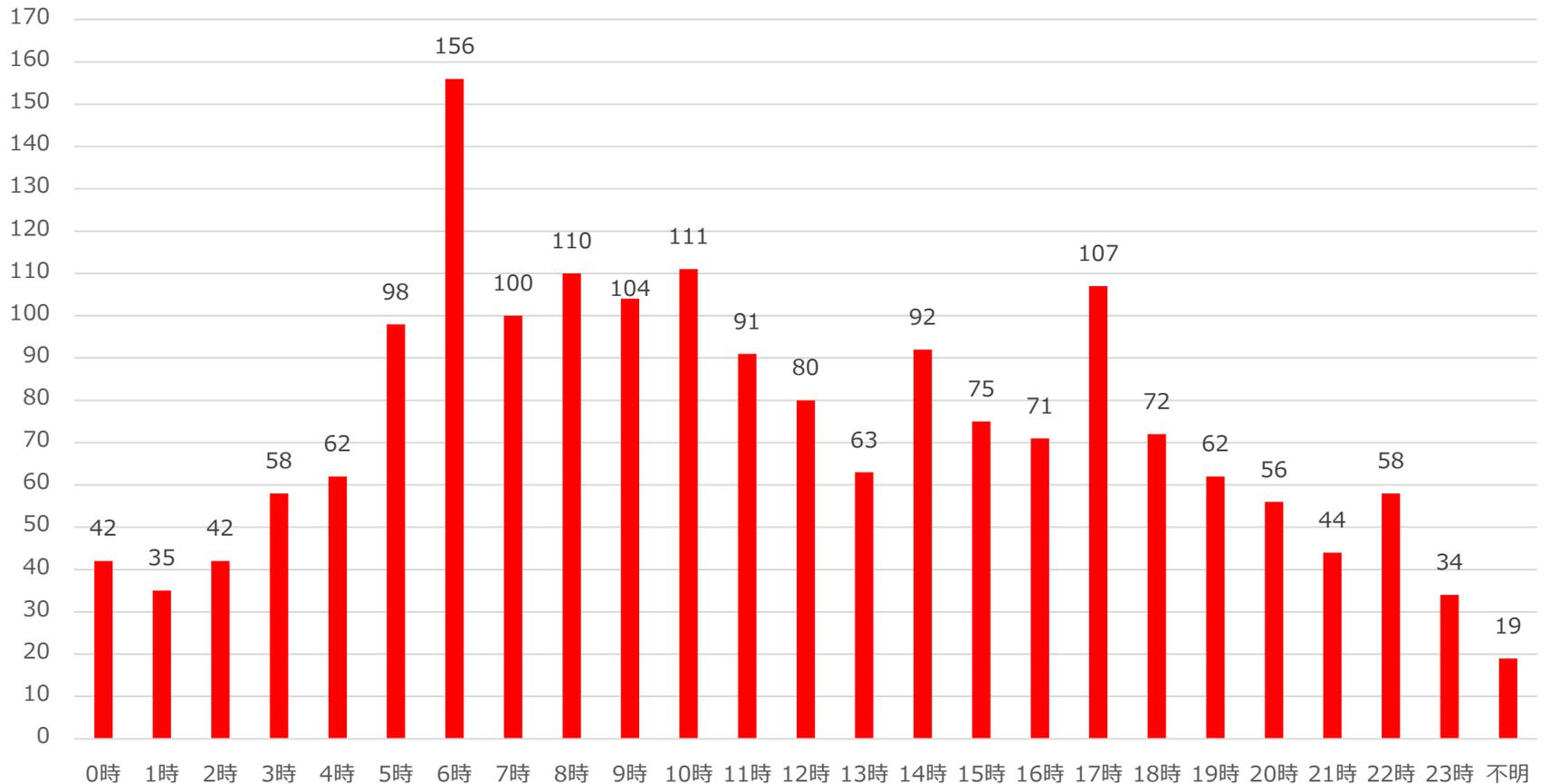
(※居住系サービス＝短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護)



3 令和3年度事故報告の取りまとめ結果②

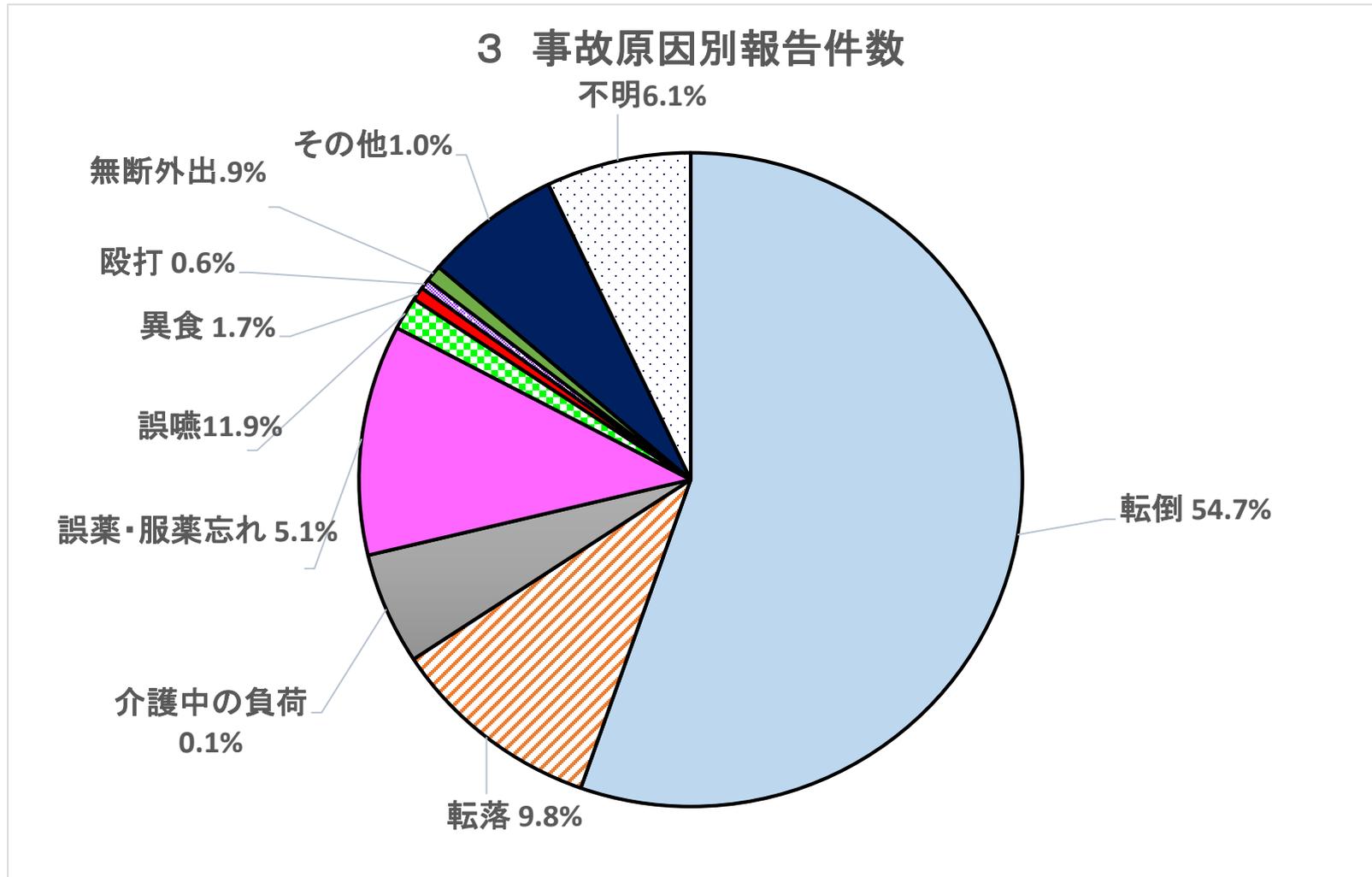
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

2 発生時間別事故報告件数



3 令和3年度事故報告の取りまとめ結果③

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)



3 令和3年度事故報告の取りまとめ結果④

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

4 転倒事故における発生時間別事故報告件数

